

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三十号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成五年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第三項第一号」に改め、同項第一号エ中「六千円」を「七千円」に改め、同号オ中「七種及び八種 四千円」を「七種 六千円」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 八種 四千円

同条第二項中「第十四条の二第二項ただし書」を「第十四条の二第三項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条例第十四条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる職について定められた区分（同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該区分）に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一種 六千円

二 二種及び三種 五千円

三 四種 四千円

四 五種及び六種 三千五百円

五 七種 三千円

六 八種 二千円

4 条例第十四条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。